

新宿区教育委員会会議録

令和2年第9回定例会

令和2年9月4日

新宿区教育委員会

令和2年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年9月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時36分

場 所 新宿区教育センター5階中研修室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 国 分 克 行
-------------------	---------------------

議事日程

議案

日程第1 第37号議案 令和3年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報告

- 1 学習指導サポーターの新規配置について（教育指導課長）
- 2 令和2年度 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究（委託事業）
について（教育指導課長）
- 3 区立学校の臨時休業に伴う学校給食用食材納入事業者への支援について（学校運営課長）
- 4 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、山下委員にお願いいたします。

○山下委員 はい。

◎ 第37号議案 令和3年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第37号議案 令和3年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第37号議案について説明を受け、審議をした後、報告1から報告3について一括して報告を受け、質疑を行います。

それでは、第37号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第37号議案 令和3年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について、御説明いたします。

議案書1枚おめくりいただきまして、学級編制方針を御覧ください。

まず、1の学級定員についてです。

各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名でございます。

2の学級編制についてです。

まず、3歳児の募集につきましては、募集園数は14園14学級で、募集人数は定員数と同様の20名でございます。

③のところでは、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定になっております。

そして、④では、募集人数を超える応募があった場合に抽選を行うことと、落選した場合の補欠登録、そして、その抹消に関することを規定しております。

⑤では、補欠登録した者の入園について、⑥では応募者が8名未満の場合の学級編制について規定をしているものでございます。

次に、(2)4歳児の募集についてです。

募集園数は、3歳児と同じく14園14学級、募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数となります。

③では、3歳児の入園の際に補欠登録となった者については、一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠を規定しております。

裏面に行きまして、④では、兄または姉がいる場合は、その幼児を一般入園希望者に優先して入園するという第二優先枠の規定となっております。この第二優先枠のほうは、先ほど申し上げた第一優先枠の方がいる場合は、第一優先枠の次からの順番となっております。

なお、兄弟姉妹の優先枠に納まらない申請者が1人でもいた場合には、全員について抽選し、順位を決定するといった内容となっております。

⑤につきましては、応募者が募集人数を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすることと、補欠登録及びその抹消についての規定となっております。

⑥につきましては、補欠登録者の入園に関する規定となっております。

次に、5歳児の募集についてです。

募集園数、募集人数につきましては、4歳児と同様です。また、③の募集人数を超えた場合の抽選及び補欠登録を行うという規定、並びに④の補欠登録の入園に関する規定につきましても、4歳児と同様です。

続きまして、(4)のその他です。

①では、休園中の園は募集しないこと。②では、入園承認書の発行日、確定日と呼んでおりますが、今回は令和3年1月15日とすること。また、③では、今後、学級編制方針の改正が必要と認められる状態が生じた場合は、検討を行うことを規定しております。そして、④では、進級児の考え方といたしましては、令和2年10月15日を基準日として、当該園に在園して進級を希望する者とすること。⑤では、進級児は募集によらず、次の学年に在園する旨を規定したものでございます。

それでは、議案書1枚目にお戻りいただきまして、第37号議案の提案理由です。

令和3年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和3年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第37号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○羽原委員 まだはっきりした数はわからないかもしれませんが、3歳児で8人以下になりそ

うなところが想定できているかどうか。

○**学校運営課長** 来年度については、8名未満の園が生じる可能性は今のところないと推測してございます。

○**羽原委員** 3歳児をお入れできなくなると、やはりその幼稚園は2年保育になってしまいますよね。そうなる、親はどちらかという、3年間通わせたいから、3歳児がなくなると上も減るんですよね、これまでの御報告を聞いていると。だから、それでちょっと気になったんですけれども、ありがとうございました。

○**教育長** ほかに何かございますでしょうか。

○**今野委員** 3歳児の入園については新たに入れるわけですので、原案で14学級で十分足りるという推計判断だと思うんですけれども、大体どのぐらい入ってきそうだという人数を、どのように把握されているのか。方法についてちょっと教えていただければと思います。

○**学校運営課長** 3歳児につきましては、区内の住民基本台帳上の数値等々を基に推測してございます。そして、それを基に私立園に流れる児童、それから保育園に流れる児童、大体同じぐらいの案分でございますので、そちらを基に区立幼稚園のほうに入園される園児数を推測してございます。

○**今野委員** はい、よく分かりました。

○**教育長** よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

では私のほうから。羽原委員の御質問と反対に、3歳児で抽選をしたケースというのがここ二、三年でありますでしょうか。

○**学校運営課長** 抽選のケースについては、ただいま手元に資料ございませんので、確認いたします。

○**教育長** はい、分かりました。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** ありがとうございます。第37号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 学習指導サポーターの新規配置について

◆ 報告2 令和2年度 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究
(委託事業)について

◆ 報告3 区立学校の臨時休業に伴う学校給食用食材納入事業者への支援について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 報告1、学習指導サポーターの新規配置について、御報告させていただきます。

教育委員会では、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期化したことにより、児童・生徒の学習、生活に様々な影響が出てくるものと考えております。特に本年度から始まって2か月間の臨時休校と、およそ1か月の分散登校は、授業時間数の減少などにつながっております。これに対して、夏季休業の短縮や9月以降の土曜授業の実施により、ある程度は回復ができると予想されますが、限界もございます。

このような状況の中で、児童・生徒の学習の遅れを取り戻すとともに、より細やかな支援を進める必要があると考え、学習指導サポーター制度を始めることといたしました。この事業は、東京都の補助金制度を活用するもので、新型コロナウイルス感染症への対応として実施し、今年度限りのものとなっております。

概要について御説明申し上げます

学習指導サポーターは、時間単価1,200円の有償ボランティアといたします。時間数としては、年度末までに小学校では1校当たり240時間分、中学校では1校当たり270時間分、新宿養護学校では300時間分を想定してございます。

想定している人材といたしましては、教員免許状を有していることは要件としておりませんが、学習指導に関して一定の知識、経験を有する者を想定しているところでございます。

具体的には、教員免許状所有者のほか、教職課程を履修中の大学生、退職教員、学習塾講師、NPO等教育関係者、都費時間講師等、現在既に学校に関わっている人材等を考えているところでございます。

採用は各校で行うものとし、2学期からの導入を進めているところでございます。

実際の活用場面といたしましては、小・中学校においては、習熟度別少人数指導を行って

いる算数・数学等の教科の授業で習熟の遅いグループに追加で配置する複数人による指導を行うことや、内容の定着が不十分な児童・生徒に対して、放課後や長期休業中などを活用した補習事業等を行うことを想定してございます。

また、新宿養護学校では、オンライン授業の実施にあたり教材の作成、当日の教材の適宜提示等の補助を行うことを想定しているところでございます。

この制度を活用することで、児童・生徒の学習支援を今まで以上に進めてまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上です。

○教育長 ありがとうございます。

続いて、報告2をお願いいたします。

○教育指導課長 引き続きまして、報告2、令和2年度 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究（委託事業）について、御報告申し上げます。

資料を御覧いただければと思います。

本事業は、文部科学省が実際の学校や幼稚園での取組状況を把握するとともに、幼児教育の教育課程に対応する調査研究を進め、幼稚園教育要領の次期改訂や、文部科学省が作成する指導資料の検討の際の資料として活用するために、委託事業として実施しているものでございます。

教育委員会では、区立幼稚園に外国籍等幼児が多く在籍する状況を鑑み、一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えていくため、本事業のテーマの一つ、幼稚園における指導上の配慮等に関する研究（外国人幼児等）を対象としたものを受託いたしました。

研究方法につきましては、教育課題モデル園として、大久保幼稚園、淀橋第四幼稚園、西戸山幼稚園の3園を指定して具体的な研究を進めるとともに、3園の代表者からなる実行委員会や就学前合同研修会を活用して、区立幼稚園での実践の蓄積や共有を図る予定でございます。

ここで、大変申し訳ありませんが、2の研究方法のところに誤植がございましたので、修正をお願いいたします。「就学前」が正しいところ、「就学全」というふうに「全」と書いてございます。申し訳ございません。

続いて、3の具体的な研究内容を御覧ください。

研究内容は、大きく4点想定しておりますが、教育課題モデル園の実態に応じて園独自の課題に対する研究も可能としてございます。

研究の中心は、1の外国籍等幼児に対する保育・教育の在り方（指導内容・指導方法の工夫）について、でございます。区立幼稚園のこれまでの実践を整理しつつ、外国籍等幼児への教育の在り方や配慮点について明らかにする予定でございます。

その他、ユニバーサル・デザインの視点に基づいた環境構成や、教育を支える組織的な体制の構築についても研究を進める予定でございます。

今回計上する予算の多くは、（4）の幼児教育の多言語対応に向けたICT機器の活用についてに関するところになります。

幼稚園は義務教育段階とは異なり、日本語のみならず言語そのものの習得が十分とは言えない幼児と日々コミュニケーションを行う必要があることに加え、日々の送迎時に保護者とコミュニケーションを行う必要があることから、タブレットPCを区立幼稚園各1台、双方向音声翻訳機を教育課題モデル園に3台ずつ、その他幼稚園11園に1台ずつ配備し、活用や活用の際の配慮点について明らかにする予定でございます。

このうち、タブレットPCについては、主に保育指導や登園・登校時の保護者対応において視覚的な説明を可能とすることで、コミュニケーション時に補助的に活用することを想定してございます。

裏面にお進みいただき、4の事業費は243万8,512円でございます。

なお、本事業は文部科学省委託事業などとして行うため、本事業に要した経費は10分の10、文部科学省から支払われる予定でございます。

今後のスケジュールについては、お手元の資料にあるとおりでございます。現実には、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等により開始が遅れておりますが、今月より具体的な取組を開始し、年度末には研究成果をまとめ、公表する予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

続いて、報告3についてお願いします。

○学校運営課長 それでは、報告3、区立学校の臨時休業に伴う学校給食用食材納入事業者への支援について、御報告いたします。

まず、目的でございます。

（1）令和2年3分支援策についてでございます。

政府による全国一斉臨時休業の要請に基づき、区立学校の臨時休業を実施したことに伴い、令和2年3月10日付で「学校臨時休業対策費補助金」が創出され、食材納入事業者も補助の対象とされました。そのため、同補助金を活用し、令和2年3月における食材納入事業者への補助を実施いたします。なお、3月分の支援策は「学校臨時休業対策費補助金」を活用するため、令和2年3月に生じた損失の全部または一部を補助することを目的としてごさいます。

続きまして、(2) 令和2年4月分・5月分支援策でございます。

政府の「緊急事態宣言」及び東京都における新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、教育委員会が区立学校の臨時休業を決定したことに伴い、食材納入事業者のうち、経済的負担が生じた事業者に対する支援を実施いたします。

事業概要でございます。

まず、対象事業者でございますが、令和2年3月分につきましては、令和2年3月の臨時休業期間中に学校が発注した食材納入事業者のうち、損失が発生した事業者、全50社のうち区内事業者17社、区外事業者33社となっております。

令和2年4月及び5月分につきましては、4月または5月に学校と学校給食用物資供給契約を締結している食材納入事業者のうち、経済的負担が発生した事業者といたしまして、全62社、うち区内事業者22社、区外事業者40社でございます。

補助金の算定でございます。

算定基礎額につきましては、令和2年3月分は、前年同月の学校との取引額としてごさいます。

令和2年4月・5月分につきましても、前年同月の学校との取引額としてごさいます。

続きまして、補助額でございますが、令和2年3月から5月までの各月について、下記により、月ごとに算定した補助額の合計額としてごさいます。

まず、区内事業者につきましては、算定基礎額掛ける4分の1で、上限が20万円、下限が2万円としてごさいます。

一方、区外事業につきましては、算定基礎額掛ける4分1のさらに2分の1としてごさいまして、上限が10万円、下限が1万円としてごさいます。

続いて、裏面を御覧ください。

事業者への周知及び手続方法でございます。

対象事業者宛てに補助事業の実施について通知してごさいます。事業者から補助金の交付

申請を受け、指定された口座に補助金を振り込むものでございます。

こちら、既に事業者のほうには8月7日に送付いたしまして、申請書の取りまとめを8月24日に行い、現在、支払手続も終了した段階でございます。

執行見込額につきましては、区内事業者519万1,100円のところ、交付決定済額は511万1,500円、区外事業者につきましては、執行見込額523万4,300円のところ、交付決定済額459万5,500円ということで、それぞれ区内事業者、区外事業者共に辞退があったということが起因して、執行見込額と交付決定額の違いが出てございます。

令和2年3月分交付決定事業者数でございますが、全47社、うち区内事業者17社、区外事業者30社、令和2年4月・5月分交付決定事業者数は全57社、うち区内事業者21社、区外事業者36社となっております。

日程でございますが、こちら記載のとおり、9月7日から事業者様には入金が始まる手はずとなっております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、順次質疑を行いたいと思います。

まず、報告1について御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○**山下委員** これは非常にありがたいことだと思っています。人が集まるケースはいいんですが、サポーターが集まらないというケースは想定されていますでしょうか。

○**教育指導課長** 9月時点での現状をまずお伝えいたします。

9月3日の時点で、そういった人材が最低1名でも確保できている学校が40校中21校、そして、現在交渉中のところが6校という状況でございます。差し引きしますと、13校がまだ人材を探しているというところですが、こちらにつきましては、私どもでお付き合いのある大学等にお声掛けをして、現在、人材を集めているところでございます。実際には、教育実習がコロナの影響でなくなるとか、期間が短縮されるなどというお話があるようで、そういった点で足りない部分を、できればこの事業でやらせていただくとありがたい、というお声もいただいております。従いまして、すぐに決まるということではないとは思いますが、今しばらく時間があれば、ある程度は充足するというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**教育長** よろしいでしょうか。他に御質問等、ございますでしょうか。

○**羽原委員** もう取組としては始まっているわけですね。

○教育指導課長 はい、そのとおりでございます。

○羽原委員 小・中学校40校で何人ぐらいの要望があったのでしょうか。その配分の仕方が分からないので、教えていただけますか。

○教育指導課長 要望というよりは、学校のほうに上限の時間数、先ほど申し上げました240時間なり270時間、300時間。その時間をお渡しするような形にしてございます。ただ、指導をお願いできる方にも御予定がございますし、来れる回数等がありますので、その中で何人にされても構わないですよということで、学校には縛りをできる限り少なくした制度になってございます。

○羽原委員 そうすると、何人必要かという単位ではなくて、どのぐらいの時間必要かということなんです。その上で、どの程度充足される見込みですか。

○教育指導課長 こちらとしては100%を目指しているところではございますが、実際のところ、どういうふうな学校で御利用されるかについては、学校のアイデアや創意工夫によるところがございまして。1名で何とか回していくという学校もあれば、やはり複数名いたほうが、というところもあります。現実に複数名、今お願いしているところも数校ございますので、各校の状況に応じて柔軟に対応していくことができると考えております。

○羽原委員 OBの先生とか大学生とか、できれば大学生のほうがこれから先生になろうという地ならし的としてはいいかと思うんですが、ただそれだけでは需要が埋まらない可能性があるから、そうすると、今現在の人数だと、大まかでいいんですけども、OBの先生かや学生あるいは塾の講師とか、大まかな仕分けとしてはどうですか。

○教育指導課長 すごく大まかな御説明にはなっていますが、多種多様ではございます。今のところ、いわゆる教員免許を持った都費の時間講師の方が空いている時間にやっていただけというケースは、イメージとしては二、三人という感じです。

あとは、やはり基本的には学生のボランティアであるとか、そういった方が中心になっていくと考えております。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これからつてをたどって、ちゃんと確保していくということですので、よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、報告1についての質疑は終了させていただきます。

続いて、報告2について、御意見、御質問があればお願いいたします。

○**今野委員** 文科省からの委託研究で、外国人幼児等に対する教育上の研究ということで、新宿区が一番得意とするようなところで、非常にいいときにいい研究を取られたなというふう
に思います。

また、お話では、この研究の委託経費でタブレットPCなどの整備も併せて図ることができ
るということで、とてもいいなと思いました。

一方、こういった委託研究や研究指定校のような取組では、特別に研究をするということ
が結構負荷が大きくて大変だという話もよく聞きますし、今回の予算が令和2年度というこ
とで、今年度ということからすると、あと半年になってくるので、結構大変になりはしない
かなとちょっと心配するんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○**教育指導課長** 今野委員の御発言のとおり、こういう研究をいただいた以上、研究成果をま
とめたりするところで全く負荷がないかといえば、それはそうではないと思います。ただ、
本事業に関しましては、本区の状況を考えますと、まず現在行っていることをきちんと整理
してまとめていくということが中心になろうかと予想できますので、もちろん、新たな取組
も幾つか組み立てていくとは思いますが、基本的には今行っていることを整理して、ほ
かの方にも見えるようにしていくということを考えております。

実は、本日午前中に幼稚園長会がございまして、このお話を再度申し上げましたところ、
これまでの実践があるので、まとめるということに関しては比較的負担が少ないであろうと
いうことと、やはりこのタブレットPCであるとか双方向の音声翻訳機、こういったものが
正式に配備されるということで、ありがたいという御意見をいただいているところでござい
ます。

○**教育長** よろしいでしょうか。

ほかに御質問等はございますでしょうか。

○**山下委員** これは日本に海外の人がやってきてという事例なんですけれども、逆に海外の事
例みたいなものはあるんですか。海外で日本以外のところで同じような状況があり得るか
と思うんですけども。これは個人的な興味としてですが。

○**教育指導課長** 海外の事例につきましては事細かに調べ切っているわけではありませんが、
アメリカでは、幼稚園かどうかは別として、そういった外国籍の方へのプログラムを比較的
計画的に進めているということは聞いたことがございます。その国の置かれている状況によ
って様々かなと思っているところです。

○山下委員 うまくいけば、日本だけの事例ではなくて、世界にも発信できるような事例になるなど思っているのですが、ぜひ進めていただきたいと思います。

○教育長 ほかに御質問等がございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告2についての質疑を終了させていただきます。

続いて報告3について、御意見、御質問があればお願いいたします。

○羽原委員 これが全取引先ということでしょうか。

○学校運営課長 取引先は、こちらの事業者で全てでございます。

○羽原委員 補償対象にならない分というのは、申告がなかったということですか。つまり全50社、全62社とあるのに対して、執行対象数が少ないんですよね。だから、今回保障を必要としないという業者もいるということでしょうか。

○学校運営課長 こちらの事業者数につきましては、基本的に3月分につきましては、新宿区と契約を締結している事業者のうち、各学校で発注をしたということが前提にはなっております。4月、5月分につきましては、こちらは新宿区と契約している全事業者となっております。

つまり、執行が少ない分は辞退した業者ということになってございます。3月分は辞退は3社ございました。4月分、5月分については辞退した会社が4社、それから対象外となった、廃業してしまった業者が1社ございました。

○羽原委員 こんなに関係企業があるのかと、ちょっと驚かましてね。新宿区という範囲の狭さから言えば、もうちょっと集中してやっているのかなと。つまり、各学校の仕切りが結構大変なんだと、改めて印象を持ったものですから、伺いました。

○教育長 例えば豆腐屋さんが何件あるとか、手元に資料があれば、少し教えて下さい。

○学校運営課長 豆腐屋さんの数については手元に資料がございませんが、羽原委員からいただきました御意見に関連して少し御説明させていただきますと、学校はリスク分散をしております。たとえば豆腐屋さんにつきましても、今月はA社、次の月はB社、次の月はC社というように、毎月業者を変えたりということを、各学校で工夫してございます。そうすることで、近隣の事業者様をなるべく公平に取り扱うということであったり、ある会社が駄目であったとしても、すぐほかの業者に声を掛けられるという体制を取っています。1つの野菜なり豆腐なりといった食材の種別に関して、複数者と契約を締結しているという場合がほとんどでございます。

- 羽原委員　そうですか、大変なんですね。ありがとうございました。
- 山下委員　その権限は校長が持っているんですか。
- 学校運営課長　契約締結権者は、校長と事業者様ということになっておりますが、基本的には栄養士から校長に提案する機会が多いと聞いてございます。
- 教育長　よろしいでしょうか。
- 他に御意見、御質問なければ、報告3の質疑を終了いたします。
-

◆ 報告4 その他

- 教育長　次に、報告4、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。
- 学校運営課長　先ほど御質問いただきました直近3年間の幼稚園の抽選実績でございますが、まず、平成30年度の新入学に向けては、8園となっております。市谷、早稲田、余丁町、四谷第六、戸塚第二、花園、落合第三、西戸山の各園という状況でございます。
- 令和元年度の新入学に向けては、9園ございました。津久戸、市谷、早稲田、鶴巻、余丁町、四谷第六、花園、落合第三、西戸山の各園となっております。
- そして、令和2年度新入学に向けて、つまり昨年度の抽選実績につきましては、4園となっております。市谷、早稲田、鶴巻、西戸山の4園で抽選が実施されたという状況でございます。
- 教育長　ありがとうございました。
- ただ今の報告について、御質問等、よろしいでしょうか。
- ほかに、報告事項はありますか。
- 教育調整課長　特にございません。
- 教育長　ありがとうございました。
-

◎ 閉　　会

- 教育長　以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。
- ありがとうございました。
-

午後　2時36分閉会